

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第48号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p><b>第11条</b> 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。</p> <p>(1) 村上地域振興局 健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～ダム管理課 (略) <u>災害復旧課</u></p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第12条</b> 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項 <u>(災害復旧課の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>道路課 (略) 治水・港湾課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課及び災害復旧課の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>ダム管理課 (略) <u>災害復旧課</u> <u>令和4年災害の災害復旧工事の執行に関する事</u></p>	<p>(組織)</p> <p><b>第11条</b> 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。</p> <p>(1) 村上地域振興局 健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～ダム管理課 (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第12条</b> 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>道路課 (略) 治水・港湾課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>ダム管理課 (略)</p>

項

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)  
地域整備部  
庶務課～計画調整課 (略)  
維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項

(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項

道路課～ダム管理課 (略)

3 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～用地課 (略)  
維持管理課

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)  
地域整備部  
庶務課～計画調整課 (略)  
維持管理課

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路・都市整備課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～用地課 (略)  
維持管理課

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)  
地域整備部  
庶務課～計画調整課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)  
地域整備部  
庶務課～計画調整課 (略)  
維持管理課

前項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

3 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～用地課 (略)  
維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)  
地域整備部  
庶務課～計画調整課 (略)  
維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路・都市整備課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)  
地域整備部  
総務課～用地課 (略)  
維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)  
地域整備部  
庶務課～計画調整課 (略)

<p>維持管理課 第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p>	<p>維持管理課 第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p>
<p>道路課～建築課 (略)</p> <p>8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p>	<p>道路課～建築課 (略)</p> <p>8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p>
<p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課</p>	<p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課</p>
<p>第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課・治水課 (略)</p>	<p>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課・治水課 (略)</p>
<p>9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p>	<p>9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p>
<p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課</p>	<p>健康福祉部・農業振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課</p>
<p>第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～ダム管理課 (略)</p>	<p>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～ダム管理課 (略)</p>
<p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p>	<p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p>
<p>企画振興部～農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 庶務課～計画調整課 (略)</p> <p>維持管理課</p>	<p>企画振興部～農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 庶務課～計画調整課 (略)</p> <p>維持管理課</p>
<p>第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～都市整備課 (略)</p>	<p>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～都市整備課 (略)</p>
<p>11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p>	<p>11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p>
<p>健康福祉部・農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課</p>	<p>健康福祉部・農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部 総務課～用地課 (略)</p> <p>維持管理課</p>
<p>第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～河川・砂防課 (略)</p>	<p>第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～河川・砂防課 (略)</p>
<p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p>	<p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p>
<p>健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)</p> <p>地域整備部</p>	<p>健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)</p> <p>地域整備部</p>

<p>総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p><u>第2項</u>に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 新潟地域振興局新潟地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>庶務課・用地課 (略) 維持管理課</p> <p><u>第2項</u>に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>工務課・ダム管理課 (略)</p> <p>15～26 (略)</p> <p>(地域振興局の副部長等)</p> <p><b>第190条の2</b> 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。</p> <p><u>村上地域振興局</u> (略)</p> <table> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>副部長(災害復旧担当)</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>上越地域振興局 (略)</p> <table> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> </table> <p><u>糸魚川地域振興局</u> <u>健康福祉部</u> <u>副部長</u></p> <p><u>農林振興部</u> <u>副部長(総務担当)</u></p> <p><u>副部長(農業振興担当)</u></p> <p><u>副部長(農村振興担当)</u></p> <p><u>副部長(森林・林業担当)</u></p> <p><u>地域整備部</u> <u>副部長(総務担当)</u></p> <p><u>副部長(技術担当)</u></p> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p>	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)		<u>副部長(災害復旧担当)</u>	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)	<p>総務課～用地課 (略) 維持管理課</p> <p><u>第1項</u>に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>道路課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 新潟地域振興局新潟地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>庶務課・用地課 (略) 維持管理課</p> <p><u>第1項</u>に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務</p> <p>工務課・ダム管理課 (略)</p> <p>15～26 (略)</p> <p>(地域振興局の副部長等)</p> <p><b>第190条の2</b> 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。</p> <p><u>村上及び糸魚川の各地域振興局</u> (略)</p> <table> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>上越地域振興局 (略)</p> <table> <tr> <td>地域整備部 (略)</td> <td>副部長(技術担当)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2～6 (略)</p>	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)	地域整備部 (略)	副部長(技術担当)
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)										
	<u>副部長(災害復旧担当)</u>										
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)										
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)										
地域整備部 (略)	副部長(技術担当)										

**附 則**

この規則は、令和4年11月1日から施行する。